

やさしさマークについて

やさしさマークとは？

やさしさマークは、人にやさしいまちづくり条例に基づき、高齢者や障がい者をはじめすべての人が安心して利用できるよう配慮された建物に交付しています。



やさしさマーク（縦36cm×横23.5cm、厚さ4mm。プラスチック製）

取得の方法は？

福島県やさしさマーク交付申請書、建物の図面を各保健福祉事務所又はいわき地方振興局に提出してください。後日、県の職員が調査に伺います。

建物が条例に適合していれば、申請してから約1ヶ月程度で取得できますが、建築物の規模等により、さらに時間がかかる場合があります。

取得費用は？

費用は一切かかりません。

メリットは？

パンフレットやHPに「やさしさマーク」を使用することができ、人にやさしい施設であることをPRできます。

また、県障がい福祉課のHPでもやさしさマーク取得施設として紹介されます。

連絡先

県庁障がい福祉課	電話024-521-7240
県北保健福祉事務所保健福祉課	電話024-534-4156
県中保健福祉事務所保健福祉課	電話0248-75-7808
県南保健福祉事務所保健福祉課	電話0248-22-5478
会津保健福祉事務所保健福祉課	電話0242-29-5272
南会津保健福祉事務所保健福祉課	電話0241-63-0304
相双保健福祉事務所保健福祉課	電話0244-26-1133
いわき地方振興局県民部福祉課	電話0246-24-6204